

山形済生病院地域医療連携システム規程

【 連 携 登 録 医 制 度 】

(目的)

第1条 山形済生病院地域医療連携システム（以下「本システム」という。）は地域医療機関と山形済生病院（以下「当院という。」）が相互協力し、患者及びその家族・関係者に一貫した良質な医療を提供することで、地域の福祉に貢献することを目的として設置・運営する。

(連携登録医)

第2条 連携体制を整備し、当院と地域医療機関の機能分担を推進するために、当院に連携登録医制度を設ける。

2 地域医療機関は、本システムに登録することで連携登録医になることができる。

(登録方法と登録期間)

第3条 登録は次の方法による。

(1) 申請書に必要事項を記入し当院地域医療連携室に提出する。

(2) 当院は、申請書を確認のうえ登録する。

2 登録期間は、解約の申し出がない限り継続するものとする。

(登録医であることの広報)

第4条 当院は、登録医の一覧を院内掲示、ホームページなどの手段を通じて広報する。

2 当院は、登録医であることを示す表示板「連携登録医証」を作成し、医療機関に配布する。

(電子カルテ閲覧システムの利用)

第5条 登録医は、別途「電子カルテ閲覧システム」利用登録のうえ、患者又はその代理人の同意のもとで当院医師カルテ、画像等を閲覧することができる。

2 登録医は、システム利用にあたり、インターネット接続端末及び接続環境を整備するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 第5条及び前条の情報の提供・管理に際して、当院及び登録医は、個人情報保護法等に則って、患者の個人情報の漏洩事故等が起きないように最善の注意を払うこととする。

(医学研究や医療従事者研修の支援)

第8条 当院は登録医の医学研究や医療従事者の研修等を通じて、地域の医療水準の向上を積極的に支援する。

2 当院の症例検討会、学術的会合は登録医に開放し、登録医はこれらに参加することができる。

3 当院は、看護師等の医療従事者に対する研修活動を実施し、登録医療機関はこれらに参加することができる。

(定例総会の開催)

第9条 毎年1回、定例総会を開催し、本システムの円滑な運営を図るため、必要な意見交換を行う。

附則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。